

(1) 「有償ボランティア活動」総括マニュアル

ここでいう「有償ボランティア活動」(以下「活動」)とは、「地元による地元の発展プロジェクト」会員間でのみ成立する、ボランティア形式の活動です。

<活動はあくまで個人が自発的に行うものです>

- 1) 雇用関係はなく賃労働でもない。最低賃金制も労働災害保険もありません。
- 2) 依頼を受けられる会員は「20代会員」「30代会員」のみです。
- 3) 活動毎に契約書を交わし、報酬として合意した現金を依頼者が提供します。
1時間当たり2千円(15分間500円:15分間未満は切り上げ)(例;2時間34分=5500円)
- 4) 有償ですので副業を認めていない企業・団体や公務員等公的組織に属する方は、自らの責任において判断し、ご参加下さい。

-
- ①依頼する人と依頼された人は対等の立場です。
 - ②お金で雇う、あるいは雇われる関係ではありません。
 - ③使用従属関係はありません。そして依頼する方に指示命令権はありません。
 - ④「有償ボランティア活動中」の人はいつでも中止できます。
 - ⑤活動者は誠実に活動した場合は、結果・成果に責任を負う必要はありません。

.....

(1)「地元による地元の発展プロジェクト」には2種類の「有償ボランティア活動」があります。

- 1) 事業型「有償ボランティア活動」
- 2) 個人型「有償ボランティア活動」

(2) 依頼者と被依頼者の関係

1)[事業型]

依頼者:「事業会員」「個人商店会員」

被依頼者(活動者): **未婚**「20代個人会員」 **未婚**「30代個人会員」

2)[個人型]

依頼者:「個人会員」「見守り個人会員」

被依頼者(活動者): **既婚**「20代個人会員」 **既婚**「30代個人会員」

(3)活動マニュアル

- 1) 活動開始時: 依頼者と被依頼者が相互に会員証と身分証明書(免許証・マイナンバーカード等)を確認した後、毎回マニュアルの確認の後「有償ボランティア活動契約書」を完成させます。(「見守り個人会員」は「見守り人」が代行)

- 2) 活動終了後、依頼者が被依頼者（活動者）に報酬（現金）を提供
- 3) 被依頼者（活動者）が依頼者の提示する、有償ボランティア活動「報酬」活動者別受領署名帳に
日時・活動時間・受領金額・活動者氏名を記入する。

.....

個人型「有償ボランティア活動」に関する特記

- * 依頼者が「見守り個人会員」の場合は、「見守り人」が責任を持って対応して下さい
 - * 被依頼者（既婚「30代個人会員」）は活動全過程において「見守り人」の連絡下で活動して下さい。
- 1) 依頼者の傍での待機時間（付き添い時の待機時間等）は活動時間として算定する。
 - 2) 毎日の安全確認は1か月単位での契約とする。
 - ①電話での安全確認の場合、30分の活動と算定
 - ②家に行つての確認の場合1時間の活動と算定
 - ③1か月後に合計時間を算定して、報酬の授受をする。
 - 3) 旅行の付き添い時は
 - ①素泊まり宿泊料は依頼者が支払う。
 - ②活動時間は1日毎で計算（例：①8時から17時まで活動②食事代は自己負担）

(2) 「有償ボランティア活動」を依頼する方のマニュアル

(1) 依頼の方法

1) 依頼時（活動開始時）：依頼者（「個人会員」は本人・「見守り個人会員」の場合は「見守り人」と被依頼者「20代個人会員」「30代個人会員」）が相互に会員証と身分証明書（免許証・マイナンバーカード等）を確認した後、毎回マニュアルの確認の後、別紙の「有償ボランティア活動契約書」を2通作成し、契約を交わしてください。（印紙は不要）

2) 依頼の具体的方法

- ①依頼内容は大枠を1度で説明して下さい。
- ②細かい指図をしてはいけません（質問を受けることは構いません：初めての人の場合には方法を細かく教えることは可能です）
- ③順番に指示を出すやり方をしてはいけません。
- ④時間外の活動を要求してはいけません。
- ⑤追加または別の日または別の場所での活動を頼む時は新たな契約書が必要です。（明日もお願い出来ますか？と問うことは可能ですが、明日もして下さい。明日はこれをして下さいと指示することは出来ません）

3) 材料費・燃料費などの実費は依頼者が払います。

4) ほかの契約の人と共に働く時は、ボランティアカードを用意し付けてもらって下さい。

(2) 成果と評価

1) 「活動」が誠実に行われた場合、その結果や成果に関して、「活動」をした方に責任はありません。依頼者は結果や成果を問題にしては（文句を言っても）いけません。

2) してもらった内容に不満があるとして報酬の金額を減らしてはいけません。

3) 早退の場合は時間に相当する金額を減らすことは可能ですが、それ以上の金額を減らしてはいけません。

(3) 活動終了時：

1) 活動終了後、依頼者が報酬として合意した報酬（現金）を提供します。

①1時間当たり2千円（15分間500円：15分間未満は切り上げ）

（例；2時間34分=5500円）

②依頼者は各ケース（時間）ごとに現金の用意が必要です。

2) 依頼者が有償ボランティア活動「報酬」活動者別受領署名帳を示し、活動者に日時・氏名・受領報酬金額を記入し、署名してもらって下さい。（依頼者が次回会員資格更新時にコピーして当社団に送る必要がありますので保管しておいて下さい）

3) 「有償ボランティア活動」マニュアル・有償ボランティア活動契約書・有償ボランティア活動「報酬」活動者別受領署名帳は当社のホームページからコピーが可能です。

(3) 「有償ボランティア活動」を依頼される方のマニュアル

(1) 「20代個人会員」「30代個人会員」が「有償ボランティア活動」をします

*活動はあくまで自発的に行うもので、かつ対等の関係です。

- 1) 雇用関係ではなく、労働者ではありませんので賃金などはありませんし、労働災害保険もありません。
- 2) 移動や活動中の怪我などに保証や保険はありません。労働災害保険もありません。ご自分で入るなど対応して下さい。ご自身の健康保険は使用できます。
- 3) 誠実になされた「有償ボランティア活動」の結果や成果に責任はありません。
- 4) 「有償ボランティア活動」を依頼する方のマニュアルも参考にしてください。
- 5) 非誠実な対応が顕著な場合は、次年度からの会員更新が出来なくなる場合もあります。

(2) 基本的に毎回（毎日）、この「有償ボランティア活動」マニュアルを確認し、有償ボランティア活動契約書を完成させて、「活動」を始めます。

(3) 活動終了時：

- 1) 活動終了後、報酬として合意した報酬（現金）を依頼者から受領します。
1時間あたり2千円（15分間500円：15分間未満は切り上げ）（例；2時間34分=5500円）
- 2) 依頼者が有償ボランティア活動「報酬」活動者別受領署名帳を示し、活動者に日時・氏名・受領報酬金額を記入し、活動者が署名します。